

飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第44号

飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則(平成18年飯塚市規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(貸付けの申請) 第3条 条例第8条の規定により奨学資金の貸付けを受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、奨学資金貸付申請書(以下「申請書」という。)を別に定める期日までに提出しなければならない。 2 (略) (返還の猶予) 第9条 条例第12条の規定による返還の猶予については、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書にその理由を証する書類を添付して、猶予を希望する月までに提出し、猶予を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (返還の免除) 第10条 条例第13条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書にその理由を証する書類を添付して速やかに提出し、減免を受けなければならない。ただし、同条第	(貸付けの申請) 第3条 条例第8条の規定により奨学資金の貸付けを受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、奨学資金貸付申請書(<u>様式第1号</u>。以下「申請書」という。)を別に定める期日までに提出しなければならない。 2 (略) (返還の猶予) 第9条 条例第12条の規定による返還の猶予については、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(<u>様式第2号</u>)にその理由を証する書類を添付して、猶予を希望する月までに提出し、猶予を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (返還の免除) 第10条 条例第13条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書(<u>様式第3号</u>)にその理由を証する書類を添付して速やかに提出し、減免を受けなければならない。た

3号又は第4号の規定による免除を受けようとする者は、毎年度提出するものとする。

2 条例第13条第3号の規定による返還の免除は、次の各号のいずれにも該当する者につき適用する。

(1) 当該年度における最初の返還期日の属する月の前年の応当月の1日から当該返還月の前月の末日までの間に、奨学生が市内に住所を有していた期間があること。

(2) 現に返還すべき奨学資金がある場合においては、その返還に滞納がないこと。

(3) 前項の申請時において奨学生及びその扶養者(奨学生が被扶養者である場合に限る。)に市税等の滞納がないこと。

3 前項の規定に該当する者に対する奨学資金の返還の免除の額は、当該年度の返還額を12で除したものに、前項第1号に規定する期間における居住月(奨学生が市内に住所を有していた期間が1月のうち半月以上ある月をいう。)の数を乗じて得た額を上限とする。

4 条例第13条第4号の規定による返還の免除は、第2項各号のいずれにも該当する者であって、同項第1号に規定する市内に住所を有していた期間内において、条例第13条第4号に該当する期間があるものにつき適用する。

だし、同条第3号の規定による免除を受けようとする者は、毎年度提出するものとする。

2 条例第13条第3号の規定による返還の免除は、次の各号のいずれにも該当する者につき適用する。

(1) 当該年度における最初の返還期日の属する月の前年の応当月の1日から当該返還月の前月の末日までの間に、奨学生が市内に住所を有していた期間があること。

(2) 現に返還すべき奨学資金がある場合においては、その返還に滞納がないこと。

(3) 前項の申請時において奨学生及びその扶養者(奨学生が被扶養者である場合に限る。)に市税等の滞納がないこと。

3 前項の規定に該当する者に対する奨学資金の返還の免除の額は、当該年度の返還額を12で除したものに、前項第1号に規定する期間における居住月(奨学生が市内に住所を有していた期間が1月のうち半月以上ある月をいう。)の数を乗じて得た額を上限とする。

- 5 前項の規定に該当する者に対する奨学資金の返還の免除の額は、当該年度の返還額を12で除したものに、同項に規定する期間における就業月（奨学生が条例第13条第4号に規定する就業をしていた又は事業を営んでいた期間が1月のうち半月以上ある月をいう。）の数を乗じて得た額を上限とする。
- 6 第3項の免除の額と前項の免除の額を合算した額が当該年度の返還すべき額を超えるときは、その超える額を翌年度以降の返還すべき額から免除するものとする。

様式第1号（第3条関係）

（略）

様式第2号（第9条関係）

（略）

様式第3号（第10条関係）

（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第10条第1項及び第4項から第6項までの規定は、令和9年度以後の奨学資金の貸付け（飯塚市奨学資金貸付基金条例（平成18年飯塚市条例第62号）第7条第2項の規定を適用し、令和8年度中に奨学資金の貸付けを受ける場合を含む。）について適用し、令和8年度までの奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。